

11月3日

# 維新・前川議員に有罪

## 奈良地裁 公選法違反、罰金30万円

2021年10月の衆院選公示前に、自らへの投票を呼び掛けた文書を不特定多数の有権者に送ったとして、公選法違反（法定外文書頒布、事前運動）罪に問われた日本維新の会

通り罰金30万円の有罪判決を言い渡しました。被告側は控訴する方針。

罰金刑以上が確定した場合、原則5年間の公民権停止となり、失職します。

衆院議員、前川清成被告(60)の判決が18日、奈良地裁であります。沢田正彦裁判長は無罪主張を退け、求刑

るのかが争点でした。弁護側は出身大学の卒業生らにはがきの宛名書きなどの協力を依頼するための文書だったなどと訴えました

が、沢田裁判長は平井生という以外に接頭はな「名前にすぎない」と判断。裏面的に付が公選法が禁止する「事前運動」に当たるのか、選挙に向けた「準備行為」によると制度の公正を害する

行為だ」と非難しました。

判決によると、前川

被告は公示前の21年10月14日、自らが当選するために「選挙区は『前川きよしげ』、比例区は『維新』とお書き下さい」と書かれたはがきなどを35カ所に送りました。

前川被告は奈良弁護士会所属の現役弁護士で、2004年から参院議員を2期務めました。21年10月の衆院選に奈良1区から出馬し、比例代表で復活当選しました。